

平成18年10月25日

## 外環計画における諸課題の解決について（要望）【概要】

### 1. ジャンクション・インターチェンジ周辺の環境整備について

- (1) ジャンクションやインターチェンジの整備により、外環本線以外でも沿線地域内の交通量や流れが大きく変化し、生活環境への影響が懸念されている。現時点でこうした変化をどう予測・シミュレーションし、問題の発生に対してどのように対処しようと考えているか、明らかにすべきである。
- (2) 外環及びインターチェンジ開設時までに、周辺道路整備をどのように進める必要があると考えているのか、また事業主体側の責任においてどこまで整備しようと考えているのか、明らかにすべきである。
- (3) ジャンクション部やインターチェンジ部は可能な限り蓋掛けを行い、その上部や環境施設帯については、地元の利便にも供したいという意向を聞いているが、いつまでに、何について、どのような方法で検討を進めようと考えているのか、明らかにすべきである。
- (4) ジャンクション及びインターチェンジの整備により、地域・コミュニティの分断が生じることがあってはならないと考えるが、地域・コミュニティの分断対策として具体的にどのような方策を考えているか、明らかにすべきである。

### 2. 外環の2及び東名以南の外環整備について

外環の2の扱いや東名以南の外環整備については、現時点では今回の〈外環本線の都市計画変更を是とするかどうか〉の検討と切り離して考えることが出来ない課題となっている。そこで、

- (1) 現在、外環本線の都市計画案について各区市の意見が求められている段階であるが、外環の2については、外環本線の都市計画変更に伴い都市計画の変更が必要になる路線である。これまでの説明によれば、外環の2は要検討路線の位置づけのもと、住民の意見を聴きながら検討を進めていくとしているが、事業者としての基本的な考え方、今後の検討の具体的な方向性などが不透明であるため、区市における外環本線の検討にも大きな影響を及ぼしている。そのため、現時点での基本的な考え方、都市計画変更へと至るまでの地元との協議・検討のプロセス、おおよその時期等について、明らかにすべきである。

また、この検討が幹線道路としての広域的な視点だけでなく、各区市の実態に即して進むよう、外環の2について区間を区切ることも想定した、交通量や流れのシミュレーション、延焼防止効果などの防災シミュレーション、移転家屋数や整備手法のモデル提示など、検討に必要な基本的データの提示を求めたい。

(2) 東名以南の外環の整備については、現在の計画案で外環整備が進んだ場合は、早期整備が必要不可欠であると考える。外環道が湾岸道路までつながることにより、東名ジャンクション周辺の環境改善にも大きく寄与することが期待できることから、具体的な取り組みを進めることを強く要望し、早急に、今後の検討プロセスや基本的な考え方を提示されたい。

### 3. 外環計画により影響を受ける事項や今後の取り組みの流れについて

(1) 外環の計画は、各区市が行う地域のまちづくりに対して大きな影響を与えるものと思われることから、その円滑かつ効果的な進捗を図る上で、補助制度の拡充など十分な手当てが必要と考える。各区市が行うまちづくりに対する支援策や協力体制、またその範囲について、基本的な考え方を提示されたい。

(2) 外環計画について今回都市計画の変更手続きに入ったことを受けて、改めて生活再建救済制度のあり方についての検討が必要と考える。

都市計画線内に土地を有する住民の生活再建に資するという制度の趣旨に立って、制度の充実など、より広範に活用されることが必要と考えるが、基本的な考え方を提示されたい。

(3) 現時点では、外環の整備についての事業主体が決まっていないと聞いているが、今後事業着手に至るまでのプロセス、またその中で事業主体を決定する方法や過程、また仮に事業主体が株式会社となった場合の国の関与や、その場合に各区市の要望をどのように確実に実現していくのかの方法について、明らかにすべきである。

### 4. その他

(1) 外環の都市計画の変更は事業着手に道を開くものである以上、現段階での充分な検討と地元住民からの理解を得ることが不可欠である。先に述べたが、沿線各区市にとって外環計画は単なる道路計画ではなく、外環整備の結果としてまちづくり全般への大きな影響が予想され、この点からの充分な検討なくしては沿線住民からの理解は得られない。

そのため、沿線各区市で外環の都市計画変更案に伴う周辺まちづくり計画等の本格的な検討に入るため上記諸事項について、速やかなる見解の提示並びに具体的回答を求め、その回答を踏まえて、各区市の都市計画等まちづくりに関する本格的検討を前進させたいと考えるものである。

(2) なお、本件については、各区市で行われている外環本線の都市計画変更に係る検討に必要な情報であり、1ヶ月以内に誠意ある回答を求めるものである。